

上下水道料金の消費税が変わります

上下水道係

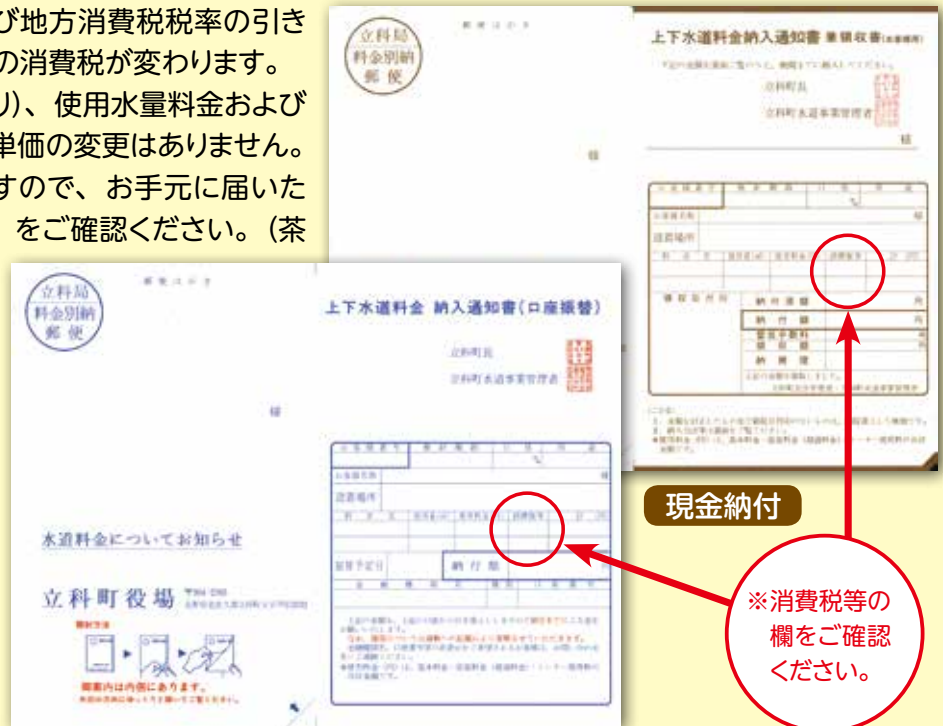
10月1日からの消費税及び地方消費税税率の引き上げに伴い、上下水道料金の消費税が変わります。

今回、基本料金（均等割り）、使用水量料金およびメーター使用料（使用料金）単価の変更はありません。消費税のみの変更となりますので、お手元に届いた「上下水道料金納入通知書」をご確認ください。（茶色または青色）

現在継続的に使用されている方は、経過措置により、消費税10%の適用は1月納付分（11・12月使用分）からとなります。

ご不明な点は上下水道係（電話88-8410）へお問合せください。

口座振替



現金納付

※消費税等の欄をご確認ください。

マイナンバーカードには有効期限があります!

住民係

マイナンバーカードは、発行日から数えて10回目の誕生日（※カード発行時に20歳未満の方は5回目の誕生日）に有効期限を迎えます。

更新対象の方には、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から通知が送付されます。

有効期限の3か月前から有効期限までの間に手続きができます。有効期限をご確認のうえ、お早めに更新申請をお願いします。

※外国人は、在留期間更新手続き完了後すぐに、マイナンバーカードの有効期限等更新申請をしてください。最長で所有者の10回目の誕生日まで期限の延長ができます。

★有効期限記載場所

（発行時の）カード本体の有効期限



電子証明書の有効期限

★更新申請からお渡しまでの日数

更新申請から、交付予定通知書を発送するまでに1か月程度かかります。

通知が届きましたら、ご予約のうえ、住民係窓口へお越しください。更新手続きの際は、日数に余裕を持って申請してください。

※住民係では、写真撮影などカード申請のお手伝いをしています。とても簡単な手続きなので、役場へ来庁する際は、交付申請書と印鑑をお持ちください。

★受付場所 役場 住民係

★お持ちいただくもの

- ・マイナンバーカード(有効期限内のもの)
- ・J-LIS（地方公共団体情報システム機構）からの通知書類
- ・印鑑

★手数料

- ・更新対象期間内(有効期限の3か月前から有効期限まで)は無料
- ・更新対象期間外、またはカード紛失の場合は1,000円(カード発行手数料800円、電子証明書発行手数料200円)がかかります。

※例) 2020年4月25日が有効期限の場合

